

大阪府介護支援専門員実務研修 実習生受入説明会 質疑応答

分類	NO	質問	回答
1	実習受入事業所について	① 実習受入可能な事業所を、特定事業所加算を取得している事業所とするのはなぜか。	厚生労働省の研修ガイドライン及び研修実施要綱では、特定事業所加算を取得している事業所のような指導体制が整っている事業所で実習を行うことが適切であると示されています。今後更に実習も含めた研修全般の質の向上を図る必要があります。ガイドライン及び研修実施要綱の内容を踏まえた体制にするために、特定事業所加算取得事業所で実習受入をしていただくこととしました。(ただし、平成33年(2021年)3月31日までは経過措置期間とします。)
2	実習受入について	② 受講者を1人受入れた後は、それ以降の申込みを受入れないとしても差し支えないか。	第21回大阪府介護支援専門員実務研修の見学観察実習では、受講者受入依頼予定数として、1名以上の受入をお願いしています。 特に、特定事業所加算を受けている事業所は、その要件として『介護保険法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。』とされています。 実習の受入れをしないことにより、協力又は協力体制が確保できていないとみなされる可能性がありますので、受講者から申出があった場合は、受入にご協力いただきますようお願いいたします。
		③ 1つの事業所で2プロセスを指導すると、ほぼ1日の実習になることが予想される。2プロセスを希望している受講者であっても、1プロセスのみの受入としてもよいか。	受講者が希望する内容・日時にて実習受入を行えないやむを得ない事情がある場合は、双方で都合のつく日程を調整していただくなど、ご協力をお願いいたします。
		④ 実習受入の申込の際、受講生が日程を指定し、指定日以外は都合がつかないとして申し込むケースがある。	可能な限り、他の日程も打診していただき調整の上、ご協力をお願いいたします。 なお、受講者には実習日を限定して申込をしないよう、複数日設定し、受入事業所と日程調整が行えるように、説明します。
		⑤ 受講者から見学実習の受入依頼がない場合はどうするのか。	受講者から実習の受入依頼がない場合も想定されます。その場合は、受入れの拒否にはあたりません。
		⑥ 一人の実習指導者が、同時に複数の受講者を受入する事は可能か。	受講者の実習目標は異なります。目標に応じた丁寧な指導を行っていただく必要がありますので、一対一の指導をお願いいたします。
		⑦ 受講者の本人確認は、持参してくる受講票だけでよいのか。	実習当日に、受講者が持参する受講票上の「受講番号」「氏名」と、見学・観察実習報告書(様式A、様式B)の受講番号と氏名が一致していることを確認してください。
		3	指導プロセスについて
⑨ 実習を行うプロセス場면을、主任ケアマネ側から選ぶことは可能か。	できません。受講者の希望するプロセス場面について指導をお願いいたします。		
⑩ 長時間の実習となることが予想されるので、登録された主任介護支援専門員(実習指導者)が複数いる場合、1プロセスの指導(「オリエンテーション」「見学実施」「実習振り返り」)を、それぞれ別の主任介護支援	1プロセスの構成を分断し、それぞれ別の実習指導者が指導を行うことはできません。したがって、質問のケースでは主任介護支援専門員更新研修の要件を満たすことはできません。		

	指導プロセスについて		専門員が共同で実施しても、主任介護支援専門員更新研修の要件を満たすことができるか。	
		⑪	給付管理プロセスにおいて、2つの疾患別事例を選定してどの様に指導すればよいか、具体的に示してほしい。	<p>介護支援専門員業務に就く前の受講者が理解し難い科目の1つに「給付管理業務」があげられます。「給付管理」については、受講者全員が共通して学んでいた項目を「共通目標」として事前に設定しておりますので、手引きを参考にしてください。実習指導計画表（給付管理）の参考例（手引きP21）も併せてご参照ください。</p> <p>指導内容は、例えば、訪問介護を2,000単位で予定し本人に利用表及び別表、サービス事業所にサービス提供票及び別表を交付したにも関わらず、翌月はじめのサービス事業所からのサービスの実績が、1850単位と報告があった場合、どのように給付の適正を確認し、区分支給額限度額を管理しているか等です。</p> <p>また、疾患に関する例としては、看取りの事例における訪問看護の利用について、利用者ががん末期と診断を受けた場合、診断以後も、介護支援専門員はニーズ充足のため居宅サービス計画書に訪問介護の利用を位置づけますが、給付管理票においては、医療保険が適用されるため、訪問看護は掲載されないことを見ていただくなど、保険適応の有無と給付管理の関係を説明いただければわかりやすいと思います。</p> <p>事例ファイルを基に疾患別事例ごとに特徴のある部分を取り上げながら、介護保険給付についての一連の流れを指導してください。</p>
		⑫	実習を引き受けるとしたものの、実習目標に合致する事例がない場合はどうすべきか。	<p>事業所内の他のケアマネジャーが担当する事例で、当てはまるものがないか確認いただき、合致する事例があれば、その事例にて対応してください。（ただし、居宅訪問や指導説明については実習指導者が同行し対応してください。）</p> <p>受講者の実習目標に合致する事例がない場合には、その旨を受講者に伝え、別の事例であれば実習可能であるという事を提案するなど、柔軟な対応をお願いします。</p>
		⑬	受講生は実習中、見学・観察のみ行うとのことですが、手引「P14 VI学習のねらい②プランニング」では、実際にプラン作成をするような学習項目の記載もあるので、作成してもらってもよいのか。	<p>受講者の実習目標の内容によりますが、受講者に作成するように一方的に指示を出すのではなく、実習指導者の指導の下で、一緒にプランを考えてみるという方法で作成してください。</p>
		⑭	指導プロセス「モニタリング」では、必ず利用者（実習協力者）の居宅を訪問する事となっているが、施設での実習の場合、利用者の個室または相談室で対応してもよいのか。	問題ありません。
4	指導事例（疾患別）について	⑮	<p>指導事例について、1プロセスにつき、2つ以上の疾患別事例を取り上げるということだが、一人で2つ以上の疾患を有する利用者の場合、2つの疾患別事例として、1プロセスの実習を修了としてよいのか。</p> <p>また、利用者二名に協力を得て、実習を</p>	<p>1つのプロセスにつき、一人の利用者の疾患（①認知症 ②筋骨格系疾患 ③脳血管疾患 ④内臓機能不全 ⑤看取り のうちのいずれか）を、2つ以上取り上げることは問題ないが、高齢者の多様な生活の実態を知ることが実習の目的であり、可能な限り実習指導者が担当している事例ファイルより、多様な高齢者の疾患事例を取り上げるよう、ご協力をお願いします。</p> <p>また、実習の実施に当たっては、可能な限り居宅訪問を行ってください。利用者</p>

	指導事例 (疾患別) について		<p>施する場合、両名への居宅訪問が必要か。</p> <p>の都合や、訪問にかかる時間等も考慮し、やむを得ない場合は、1名のみの居宅訪問にて可能とします。(居宅訪問できない利用者の事例については、事例ファイル等を基に、必ず口頭で指導してください。)</p> <p>(※手引 P5「Ⅱ 実習の全体像」参照)</p>	
		⑯	<p>指導するプロセスの疾患別事例について、受講者が他プロセス(他事業所で実施)で実習済みの疾患別事例でもよいか。</p> <p>例えば、アセスメントのプロセスで、認知症と内臓機能不全の事例を実習済みの場合、当事業所でモニタリングのプロセスの指導を行う場合は、他の疾患別事例をとりあげるのか。</p>	<p>疾患別事例(①認知症 ②筋骨格系疾患 ③脳血管疾患 ④内臓機能不全 ⑤看取り)は受講者の「実習の目標」に基づき選択するため、実習済みの事例でも問題ありません。</p> <p>「実習の目標」に希望する疾患別事例等の記載がない場合は、実習指導者が担当する事例ファイルから指導する疾患事例を選択することになります。</p>
		⑰	<p>疾患別事例中、「②筋骨格系疾患」とはどのような疾患なのか。</p>	<p>骨粗鬆症やその結果の骨折、変形性関節症や関節リュウマチを含む関節炎、脊柱管狭窄症や頸椎症性脊髄症、廃用症候群などの疾患です。</p>
5	指導時間について	⑱	<p>実習指導者が1名のみのため、2つのプロセスを指導する際には、オリエンテーションの内容は共通する部分も多い。このため、例えば、2つ目のプロセス指導自体は2時間30分で、1つ目のプロセスで実施しているオリエンテーション時間の30分を加え、3時間の指導としてよいか。</p>	<p>手引P21、P22の実習指導計画書記載例をご確認ください。</p> <p>記載例には、1つ目プロセスで実施したオリエンテーション時間は、2つ目のプロセス指導時間には含まれません。ただし、最終行程で実施する、実習の振り返り時間については2つ目プロセスの指導時間を含みます。記載例を参考に、それぞれ3時間以上の指導時間となるように指導計画を作成してください。</p>
6	実習指導者について	⑲	<p>非常勤の主任介護支援専門員でも、受入・指導は可能なのか。</p>	<p>実習指導者として、登録している主任介護支援専門員であれば、指導可能です。</p>
7	様式について	⑳	<p>様式Bはどのように入手するのか。</p>	<p>様式Bの原本については、実習当日に受講生が持参します。</p> <p>(※手引 P3「7、実習受入事業所が行う事務手続き等の流れ」参照)</p>
		㉑	<p>様式Bは手書きでなければならないのか(電子データの配布はあるか。)</p>	<p>様式Bは、受講生自身が「実習の目標」を記入しており、電子データの配布はできませんので、手書きで作成してください。</p>
		㉒	<p>実習指導計画書の様式はダウンロードできるのか。</p>	<p>(一財)大阪府地域福祉推進財団、(公社)大阪介護支援専門員協会のHPで、様式をダウンロードできます。</p>
		㉓	<p>様式A、様式Bの報告書は鉛筆書きで問題ないか。</p>	<p>様式A(受講者用)については、実習の目標を何度も書き直す受講者がいるため鉛筆書きでも可とします。様式B(受入事業所用)については、ボールペン等で記載をお願いします。</p>
		㉔	<p>実習指導計画書の提出は原本か。</p>	<p>原本でも、写しでもどちらでも可能です。</p>
		㉕	<p>「様式B」の原本は、主任ケアマネ更新研修の受講要件証明となるため、事業所ではなく実習指導者本人が保管してもよいか。</p>	<p>個人情報の保護等の徹底を図るため、対象の実習指導者(主任ケアマネ)が退職する際に限り、「様式B」の本人保管を可能とします。</p>
8	その他	㉖	<p>来年度も説明会に参加しなければならないか。</p>	<p>現在のところその予定はありませんが、制度等が変更された場合は参加が必要となる場合があります。</p>
		㉗	<p>主任介護支援専門員更新研修の受講要件について、実習受入の件数に変更はあるか。(現在は主任の有効期限内に、1名の受入で良いとされている。)</p>	<p>現時点では変更ありません。今後、関連する制度等の改正に伴い、要件を見直す可能性もあります。</p> <p>重要なお知らせにつきましては、大阪府のホームページ(介護支援専門員情報)に随時掲載しますので、定期的にご確認ください。</p>

その他	⑳	実習受入にあたり、受講者から苦情があった際には、内容について受講者を受入れた事業所に報告してもらえるのか。	苦情などの申出などがあれば、研修実施団体を通じて事業所へ状況確認し、状況により、見学観察実習の再実習等の対応を依頼する場合があります。
	㉑	実習の手引きP7の実習事例の要件について、対象を第1号被保険者に限定している理由はなにか。第2号被保険者も要件に含まれてよいのではないか。	ガイドラインにおける見学観察実習の見学対象は、居宅介護支援を利用する又は利用する予定の在宅の要介護高齢者を原則としていますが、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護認定を受けた、第2号被保険者も要件に含まれることは可能です。ただし、受講者の後期研修と連動性を保つ為、疾患別事例は ①認知症 ②筋骨格系疾患 ③脳血管疾患 ④内臓機能不全 ⑤看取り としてください。